

令和元年度

東近江市農業委員会
第12回（3月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火) 午前9時から午前11時00分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室

3. 出席委員 21人 欠席委員 0人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
		22	出
議長 (会長)			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 東近江市農用地利用集積計画(案)について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

報告第3号 田畑転換等農地の形状変更届出の報告について

報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議の報告について

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第6号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	参 事
主 幹	主 事

農業水産課

主 幹	主 事

6. 会議の内容

議 長 ただ今から、令和元年度第12回、3月期の月例総会を開会致します。
現在の出席者数は21名であり、この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号7番〇〇〇〇委員、9番〇〇〇〇委員を指名致します。

議 長 日程第2は、議事の上程であります。

議 長 最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を
議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条
第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請
があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 番号1について、垣見町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地
1筆、垣見町字北浦〇〇〇番〇、455平方メートル、地目「田」について交
換による所有権移転の申請がされました。
なお、もう一方の交換については、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規
定による農地転用届出の番号3になります。
譲受人の取得後における耕作面積は105.33アールで下限面積を上回っ
ております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのこと
で、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾
燥機、糞摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作さ
れ、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について、芝原町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地4筆、芝原町字山門地〇〇〇番〇、495平方メートル外3筆、地目「畑」、合計1,484平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。譲受人の取得後における耕作面積は194.69アールで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について、市子川原町を拠点とする農地所有適格法人である譲受人と蒲生郡日野町に居住する譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、市子川原町字高上〇〇〇番、240平方メートル外1筆、地目「畑」、合計279平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は1,553.25アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機を所有しておられます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について、小脇町に居住される譲受人と糠塚町に居住される譲渡人、小脇町に居住される譲渡人2名、近江八幡市に居住される譲渡人、宮川町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地18筆、糠塚町〇〇〇番、1,079平方メートル外17筆、地目「田」、「畑」、合計16,071平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は282.79アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有しておられ、コンバインは営農組織と共同利用をされています。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。

番号5について、布施町に居住される譲受人と中小路町に居住される譲渡人2名から、譲渡人所有の農地7筆、中小路町字川原口〇〇〇番〇〇、297平方メートル外6筆、地目「畑」、「田」、合計3,595平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は205.30アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯四人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

1 番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4 番について何かご意見はございますか。

2 番 4 番についての補足ですが、小脇町では県営土地改良事業の実施中であり、工事前の現在の申請地は、二年後には大区画のほ場として変わります。

8 番 小脇郷で県営土地改良事業がされており、申請人は夫婦で学校の先生をされておりますが、息子が農業をやるとのことです。

議 長 ありがとうございます。それでは、5 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第1号の1 番から5 番につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 それでは、番号1についてご説明いたします。
本件の申請人は、下二俣町に居住する者で自らの農地を駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。
なお、本案件については、平成10年頃に申請人の父親が農地法の許可を受けずに造成したとして、顛末書付きの申請となっています。
申請地は、東近江市下二俣町字後川〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「雑種地」、面積281平方メートルの土地です。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、住宅に隣接していることから利便性が良く、今後も自家用車等の駐車場として使用するため今回の申請に至りました。
土地の利用計画については、自家用車及び来客者用の駐車場として利用される計画です。
土地の造成計画につきましては、現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は、市立八日市南小学校から南東へ約860メートルに位置し、周囲を宅地、道路、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。
第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。
以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。
本件の申請人は、川合町に居住する者で自らの農地を農業用倉庫として利用する為に転用の申請があったものです。
なお、当該申請地は、昭和50年頃に申請人の前の所有者が転用許可を受けずに農地を埋め立て、農業用倉庫として利用されており、顛末書付きの申請となっております。
申請地は、東近江市川合町字大屋〇〇〇番外3筆、登記地目「田」、現況地目「宅地」、合計面積434平方メートルの土地です。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、今後も農業用倉庫として利用するため、自宅に近く利便性も良いことから今回の申請に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、肥料、農機具の部品等を保管する農業用倉庫と、軽トラ、コンバインの駐車スペースとして使用される計画です。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、地下浸透される計画となっております。

申請地は、市立朝桜中学校から北西へ約650メートルに位置し、周囲を田、道路、宅地に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件の申請人は、宮川町に居住する者で自らの農地を牛舎として利用する為に転用の申請があったものです。

なお、当該申請地は、平成元年頃に申請人が転用許可を受けずに農地を埋め立て、豚を飼育するための畜舎を建築したとして、顛末書付きの申請となっております。

申請地は、東近江市宮川町字岡〇〇〇番、登記地目「田」、現況地目「宅地」面積638平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在申請人は畜産業を営んでおり、事業拡大により牛の頭数を約100頭増やすにあたり、畜舎が必要となり、以前豚の飼育に使用していた既存畜舎を利用するため今回の申請に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、牛の畜舎として使用される計画です。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、地下浸透される計画となっております。

申請地は、市立蒲生北小学校から南へ約350メートルに位置し、周辺に民家はなく、周囲を宅地、山林に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、農業施設であることから、例外的に許可できるものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件の申請人は、下一色町に居住する者で自らの農地を倉庫、駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

なお、本案件については、昭和50年頃に申請人の父親が農地法の許可を受けずに農業用倉庫を建築し利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、東近江市下一色町字開運〇〇〇番〇外1筆、登記地目「畑」、現況地目「宅地、畑」、合計面積432平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、生活用品や季節用品を収納する場所や来客者の駐車場がないことから、自宅に隣接していることから利便性が良く、今後も倉庫として使用するため今回の申請に至りました。

土地の利用計画については、建築面積54平方メートルの木造2階建て既存倉庫に自家用車のタイヤやその他生活用品を収納され、他の場所は来客者用の駐車場として利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、市立湖東第二小学校から北へ約970メートルに位置し、周囲を宅地と道路に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件の申請人は、南花沢町に居住する者で自らの農地を農業用倉庫、倉庫として利用する為に転用の申請があったものです。

なお、本案件については、申請地の一部に申請人の父親が農地法の許可を受けずに倉庫を建築し利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、東近江市南花沢町字松本〇〇〇番、登記地目「田」、現況地目「田、宅地」、面積538平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、既設倉庫に季節用品や農業用資材を保管していますが、家族が増えるにつれ手狭になってきたため、今回新たに農業用倉庫の建設を検討された結果、自宅から近くにあり利便性を考慮して当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、既設倉庫に季節用品を収納し、新設の農業用倉庫には建築面積168平方メートル鉄骨2階建てで、耕運機やトラクターを収納される計画です。

土地の造成計画につきましては、耕土を20センチメートル鋤取り、50センチメートル盛土をした後、碎石仕上げとされます。雨水については、地下浸透

で処理されます。

申請地は、東近江市ひばり公園から東へ約700メートルに位置し、周囲を道路、宅地、畑に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

2番 3月5日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。協力いただいた委員の皆さんには悪天候の中ありがとうございました。今回の4条の申請地は全てが顛末案件となっております。

1番についてですが、周囲を擁壁で嵩上げされており、コンクリートもあるので農地には戻せません。集落に隣接していることもあり、駐車場としての利用は止むを得ないと判断します。

2番についてですが、元々は鉄骨工場のあった土地で、主要道路の交差点付近にあり、集落の真ん中でもあることから止むを得ないと判断します。

3番についてですが、元々は豚舎でしたが牛舎として利用される予定であり、隣接地には新たな牛舎があり、子牛が飼育されておりました。頭数拡大を図るためのものであり、土地利用の現状から止むを得ないと判断します。

4番についてですが、宅地畑として利用されていたが、今回申請の倉庫、駐車場としての転用に問題はないと判断します。

5番についてですが、一部顛末案件の既存倉庫の後ろに農業用倉庫を建築される予定です。進入路は既存倉庫の前を通路にされますが、問題はないと判断します。

以上、調査報告とします。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

それでは審議に入ります。

1 番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3 番について何かご意見はございますか。

2 2 番 3 番の補足をいたします。申請人の父親が昭和44、45年頃に豚舎を建てられたが、今は市内に豚で経営される方はおられません。近隣の畜産農家や牧場とも連携を図られ経営されるものであります。既に新たな畜舎で牛の頭数も増やしておられます。

議 長 補足ありがとうございます。

それでは、4 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5 番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第2号につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 ここで、説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。番号4の現況地目について畑としておりますが、現地調査により農地ではございませんでしたので、雑種地に訂正をお願いします。

事務局 それでは、番号1と番号2は、同一の申請人でありますので一括してご説明いたします。

本件の譲受人は、新宮町に居住する者で、譲渡人は草津市に居住する者で、売買により駐車場と物置として利用するために転用の申請があったものです。

なお、番号2については、昭和45年に譲渡人の父親が農地法の許可を受けずに物置を建築したとして、顛末書付きの申請となっております。

申請地は、東近江市新宮町字十四〇〇〇番外1筆、登記地目「畑」、現況地目

「畑、宅地」、合計面積430平方メートルの土地です。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、申請人は所有する自家用車を自宅敷地内と自宅の向かいの借地に駐車しております。しかし、借地の明渡しを求められていること、また敷地内への進入路が狭く不便であることから、自宅から近い今回の申請地を選定されました。
また、冬用のタイヤや家財道具の収納する場所がないため、自宅に隣接して利便性が良いことから引き続き物置として利用されることから今回の申請に至りました。
土地の利用計画につきましては、自家用車両5台と来客者車両2台分の駐車場と家財道具を収納するため、建築面積が56.29平方メートルの物置として利用される計画であります。
土地の造成計画につきましては、駐車場部分の現状地盤に30センチメートルの盛土をされた後、転圧して仕上げる計画です。雨水については、敷地内に側溝と会所枡を設置し、用悪水路へ放流されます。
申請地は、市立能登川第二幼稚園から北東へ約1.3キロメートルに位置し、周囲を宅地、道路、雑種地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。
第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。
以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件の譲受人は、蛇溝町に所在し運送業を営む法人で、譲渡人は今崎町に居住する者で、売買により法人の事務所、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。
申請地は、東近江市今崎町字藪地〇〇〇番〇外3筆、登記地目、現況地目ともに「畑、田」、合計面積2,564平方メートルの土地です。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人の本社は蛇溝町地先に所在し、グループ会社で共同利用しておりますが、業務の増加に伴い手狭となってきたことから、事務所の分散を目的として新事務所の建設を計画されたところ、現在の事務所からもほど近いことから今回の申請地を選定されました。なお、現在の事務所は、引き続きグループ会社の事務所及び資材置場として使用されます。
また、申請地一帯は、市街化区域に隣接し、県道彦根八日市甲西線の沿道であることから小規模作業所や店舗、事務所等の業務用地として沿道型（非住居系）の地区計画が策定されております。
なお、この地区計画については、事前に農業委員会に転用見込みの有無について意見照会があり、平成30年6月11日開催の月例総会にて見込みありとの決議をいただいております。

土地の利用計画につきましては、隣接する自社所有の雑種地を含めて、事業面積が5,055、87平方メートルの土地に、建築面積が559.80平方メートルの2階建て事務所1棟を建築され、大型車両8台と普通車両70台の駐車場、緑地帯として利用する計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を30センチメートル鋤取り、約1メートルの盛土をした後、舗装仕上げとする計画です。周囲には、擁壁やコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止されます。雨水については、敷地内の5か所に吸込み槽を設置し処理されます。

申請地は、近江鉄道長谷野駅から北に約730メートルに位置し、周囲を道路と雑種地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要であると認められることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区の意見書を初め、他の添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件の借人、貸人はともに野村町に居住する者で、親子間による使用貸借により住宅への進入路として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、転用許可を受ける前にすでに造成してしまったとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、東近江市野村町字石ナ原〇〇〇番〇、登記地目「宅地」、現況地目「畑」、面積154.22平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は両親と同居しており、今般新居の建設を検討されましたが、建設予定地への進入路がないことから、住宅敷地に隣接する当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、新築する住宅への進入路として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、東近江市役所から南東へ約950メートルに位置し、周囲を宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合

は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件の譲受人、譲渡人はともに五個荘金堂町に居住する者で、売買により駐車場及び進入路に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市五個荘金堂町字正源寺〇〇〇番〇、登記地目、現況地目ともに「畑」、面積56平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在の自宅敷地内に駐車スペースがなく、公営駐車場を借用しているため、自宅に隣接して利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自家用車1台分の駐車場及び自宅への通路として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、現状地盤に碎石を敷設して仕上げる計画です。雨水については、地下浸透される計画となっております。

申請地は、市立五個荘小学校から北西へ約400メートルに位置し、周囲を畑、田、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはありませんでした。添付書類について、隣接農地の同意が必要な者3名のうち1名から同意が得られておりません。

郵送にて押印の依頼を試みるも、回答が得られないため、五個荘金堂町自治会に親族関係者の有無を確認されましたが、把握していないとのことでした。

今回同意が得られていないのは、土地利用計画図で見ると、東側の畑地の所有者からですが、この隣接農地の同意書は法定の添付書類ではなく、許可基準内の一般基準において周辺農地に係る営農条件に支障がないかなど、転用における被害防除の判断のため参考資料として添付を求めているものです。このことから申請人である譲受人に被害防除措置について、関係書類の提出を求め確認をいたしました。

まず、土砂の流出やその他の災害を発生させるおそれがあるかどうかですが、その他の災害とはガス、粉塵、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障があるかどうかということです。土砂の流出については、土砂の搬入、盛土を予定していないことから、発生する可能性はないと判断しました。

また、ガス・粉塵は、敷地内に建築物はないことから、発生の可能性はないと判断いたしました。

農業用排水施設機能に支障を及ぼすかどうかについては、掘削等の予定はなく、

取水口や排水口もなく、愛知川沿岸土地改良区の受益地外であり、支障はないと判断しました。

周辺の農地に係る営農条件に支障があるかどうかについては、申請地は住宅等が連担している農地で、現状で周囲には集団的な農地はないため、蚕食・分断するおそれはなく、敷地内に建築物はないことから、日照や通風に支障を及ぼすおそれもないと判断できます。

以上のことから、一部の土地所有者から隣地承諾を得られておりませんが、一般基準である周辺農地の営農条件の支障の有無については特に問題ないと判断をいたしました。

また、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6と番号7は一体の事業用地でありますので一括してご説明いたします。今般、申請を2件に分けて提出されておりますが、権利を設定する契約の内容が売買と使用貸借で異なるためでございます。

本件の譲受人及び借人は鋳物師町に居住し、経営面積が12.5ヘクタールの認定農業者で、譲渡人及び貸人は鋳物師町に居住する者2名で、売買及び使用貸借により農業用機械及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市鋳物師町字町田〇〇〇〇番外1筆、登記地目、現況地目ともに「田」、合計面積4,312平方メートルの内909.15平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきまして、譲受人は現在数か所の借地に農業用機械及び資材を保管していますが、借地の返還を求められたため、公道に隣接し自身の耕作地から近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、トラクター6台、2tトラック1台、苗箱6パレット等の農業用機械及び資材置場として利用される計画であります。なお、申請地奥の西側に残る田の部分につきましては、育苗用ハウス用地として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を20センチメートル鋤取った後、90センチメートル盛土をし、転圧処理され、碎石にて仕上げをされます。隣接する農地との境界部分は、のり面仕上げとされます。雨水については、地下浸透で処理される計画です。

申請地は市立蒲生西小学校から南東へ約2.1キロメートルに位置し、周囲を道路、田に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振農用地区域内農地の土地です。

農振農用地区域内農地での転用については、原則許可できませんが、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画で指定された用途であることから、例外的に許可し得るものと考えます。

資金については自己資金にて調達され、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、日野川流域土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、農業振興地域整備計画の一部変更の写し等添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断い

たしました。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8についてご説明いたします。

本件の申請人の譲受人は、永源寺高野町に居住し建設業を営む者で、譲渡人は、高木町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

なお、申請地は平成22年ごろから畑としての利用ができなくなり、雑種地のまま放置されており、今回顛末書付きでの申請となっています。

申請地は、東近江市永源寺高野町字中出〇〇〇〇番〇で、登記地目は「畑」、現況地目は「雑種地」で、面積は1,583平方メートルの土地です。

転用目的は、資材置場です。

申請理由として、譲受人は長年建設資材や建設車両の保管場所の確保に苦慮しておられ、事務所の近隣地に資材置場用地を探していました。申請地所有者の方は現在町外に居住しているため、当該地は放置されたままの状態にあり、今回売買の話がまとまり転用申請する運びとなりました。

用地の選定理由につきましては、営業規模を条件にして複数検討した中で、申請地のみが条件に合い、他に条件に合う土地がなかったためとしています。

土地の利用計画につきましては、碎石・砂・山砂等の資材置場及びコンクリート製品等建設用資材置場として1,000平方メートル、6台分の建設車両置場及び車両間の回転スペース260平方メートル、搬入通路323平方メートルとして利用される計画であります。

造成計画については、耕土を30センチメートル鋤取り、平均厚約30センチメートルの盛土をして整地をした後、碎石仕上げの計画で、雨水については、地下浸透で処理する計画としており、土砂・雨水の流出の心配はありません。

申請地は、市立永源寺幼稚園から北西へ約430メートルに位置し、周囲を宅地と畑、河川、道路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない団地規模がおおむね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、目的達成のために他に代わるべき土地がないことから例外的に許可し得るものであるため追認許可もやむを得ないと考えます。

また、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類も添付されております。

以上のとおり、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 1番から8番までの事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

3番 3月5日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。

1番、2番については、以前は小屋がありましたが譲受人が駐車場と物置として利用されるもので、物置の場所が顛末案件です。譲受人が駐車場として借りておられる土地の返却を求められており、代替えにここを選定されました。集落の中であり支障はないため許可相当と考えます。なお、位置図の表示が逆になっていますので訂正をお願いします。

事務局 参考資料の番号が逆になっています。大変申し訳ございません。訂正いたします。

3 番 3番についてですが、周辺には譲受人の関連施設が多く、今回社屋を建築し駐車場を併設するため転用されるもので、一帯の土地利用について以前から計画されており、止むを得ないと考えます。

4番についてですが、両親が住む住宅に隣接する土地に息子さんが住宅を建築されるとため、使用貸借にて住宅敷地までの進入路を確保するもので顛末案件です。申請地の隣には、現在、別の方が住宅を新築中です。集落の真ん中であり支障はなく、許可相当と考えます。

5番についてですが、譲受人の自宅には駐車スペースがなく、自宅から少し離れた集落の駐車場を利用されています。この駐車場から自宅までの進入路、また、来客用の駐車場として利用するため今回申請されるものです。一人だけ隣接同意が無いとのことですが、所在不明であり、営農条件には支障ないことから止むを得ないと判断します。

6番、7番についてですが、農業用機械及び資材置場です。譲受人は集落内に点在した機械置場や資材置場を持っておられますが、集落の中であり環境上のことから、今回、使用貸借による申請地に移転をされるものです。農業経営において必要なものであり、許可相当と考えます。

8番についてですが、譲受人は建設業を営んでおり、申請地から少し離れたところに事務所があります。譲渡人は地元外に住んでおられ、管理することもできないため、譲受人が資材置き場として利用するもので、顛末案件ですが、止むを得ないと判断します。

以上、調査報告とします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、審議に入ります。

議 長 1番と2番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは、3番について、何かご意見はございますか。

8 番 申請地が接する県道は幅員が狭く、そこに大きな建設車輛の通行も多いので、駐車場等の利用としてどうなのか判断が難しい案件があります。仕方のない面

もありますが、その都度の部分的な開発で問題がないのか疑問に思います。申請されているので問題はないのだろうと思いますが、全体的に見てその点がどうかと思います。

事務局 今回、開発許可申請もされておりますので、法的なルールに基づいた事業でなければなりません。それを踏まえて判断したいと考えています。

8 番 百台近くの大型車がありますので、そこが駐車場として適当な場所なのかどうかをはっきりと判断できるものがあるのなら良いのですが。

事務局 この場所については、県道沿いの市街化調整区域で都市計画法の地区計画が設定されたその一部です。この地区計画については、平成30年に農業委員会月例総会にてご審議いただいた件でもあります。都市計画部局においても、今回の申請地の開発許可申請がされておりますので、関係部局とも緊密に連携し、農地法上においても適正に判断したいと考えております。

議 長 他にご意見ありませんか。

議 長 それでは、4番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、6番と7番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、8番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第3号につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

また、本議案につきましては、申請者の関係者に、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第4号東近江市農用地利用集積計画(案)を説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第一項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。
農用地利用集積計画は3月31日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は2件5筆7, 859平方メートル、利用権設定は62件165筆、249, 945平方メートル、このうち、円滑化事業により農協を間にはさんだ貸借は、3件6筆16, 353平方メートルです。設定を受ける認定農業者は24名で160, 528平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約62パーセントです。

まず、議案の1ページから2ページが所有権移転で、3ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は小八木町の2筆であり、2筆を〇〇万〇千〇百円を対価として売買により令和2年4月10日に所有権が移転され、移転をする者は下里町に居住する者で、移転を受ける者は小八木町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は南清水町の2筆、北清水町の1筆であり、3筆で〇〇万〇千〇百円を対価として売買により令和2年4月10日に所有権が移転され、移転をする者は北清水町に居住する者で、移転を受ける者も北清水町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、3ページから36ページまでが所有者と耕作者による利用権設定で37ページ以降が円滑化事業による貸借となっております。

ここで、前回質問をいただいております令和元年度2回目の中間管理機構での貸し手と借り手のマッチングが不可になった農地についての説明をさせていただきます。

本日お配りさせていただいております、「令和元年度2回目マッチング不可農地一覧」を見ていただきまして、マッチングが不可になった貸付申出者が今回3名おられます。

3名が今回機構に貸し付けられた農地のマッチングが不可であった理由として、「借受希望者が見つからなかった」ということでマッチングが不可となっており、3名の農地を借りたいという耕作者がいなかったということでした。

以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 それでは、ここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員には、退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退席・退室)

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。

- 19番 農地中間管理機構でマッチングできない場合はどうなるのですか。
- 主 事 機構に貸し付けた場合には、年度内は機構が預かったままで、以降は所有者に返されるとこととなります。
- 19番 そうなると、今後返された農地が耕作放棄地になることが懸念されますが、そのへんの対応はどのようなのですか。機構の問題だとは思いますが、どうですか。
- 議 長 機構が発足した時は、機構が対応するとのことでしたが、今のお話のように借り手が無いことで放置されると、心配されるのは遊休農地化することです。今後の対応を担当者と事務局で機構にしっかりと対応するよう提案をお願いします。
- 15番 事務局の説明ですと、最終の責任は誰がもつのですか。本来は機構が責任をもつものだと思いますが、農業委員会が責任をもつのは可笑しいのではないのでしょうか。対応できないのであれば初めから受けなければよいのでは。
- 議 長 この件は、事務局で対応をお願いします。他に意見はありますか。
- 8 番 マッチングができなかった時はどうなるのかを知らずに貸し出されている方がおられるのではないのでしょうか。農業委員としても知っておく必要もあるので、機構から説明を求めるようなことはできないのですか。
- 事務局 機構とは、関係の委員さんにもお集まりいただき、年二回の会議があります。他市町の一部では、そのような会議がないところもあります。本市の場合は、面積も大きいことから会議を設けています。機構側も地区やブロック単位で地域の事情を承知されている委員さんと会議をもちたい考えはあるようですので、回数が増えるかも分かりませんが、次回のマッチング会議までには対応をするよう提案していきますので、ご理解をお願いします。
- 議 長 県農業会議には、県等に対してこの問題の対応について提案するよう要請したいと考えます。
- 21番 前回、前々回のマッチング会議でも機構に申し上げましたが、機構自らが汗をかくようそのことを伝えておいてください。お願いをします。
- 議 長 分かりました。その他、意見ございませんか。
- 議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇委員、〇〇〇委員の入室、着席をお願いします。
(〇〇委員、〇〇委員入室・着席)

議長 次に、事務局長の専決事項として処理しております、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第3号「田畑転換等農地の形状変更届出の報告について」、報告第4号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議の報告について」、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第6号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第6号まで、一括して報告させていただきます。まず、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。議案書9ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市野村町に居住する者で、届出の所在地は東近江市東沖野三丁目字沖野〇〇〇〇番〇外7筆で、登記地目「畑、原野」、現況地目は「田」で、面積は、併せて2,205平方メートルです。

位置については、県立八日市南高等学校から南東へ約800メートル離れた「工業」内に位置します。

転用目的は、共同住宅及び分譲宅地です。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番について、ご説明します。

本件の届出者は、近江八幡市に居住する者で、届出の所在地は東近江市沖野一丁目字沖野〇〇番で、登記地目「畑」、現況地目は「雑種地」で、面積は、991平方メートルです。

位置については、県立八日市南高等学校から南へ約300メートル離れた「第2種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、自己用住宅です。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地2件は、道路と住宅、田に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局 次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。議案書10ページをご覧ください。

1番についてご説明します。

本件の譲受人は、東近江市五個荘石塚町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、

東近江市沖野一丁目に居住する者で、売買により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市沖野一丁目字沖野〇〇番で、登記地目、現況地目共に「田」、面積は1,983平方メートルとなります。
位置については、県立八日市南高等学校から南へ約300メートル離れた「第2種中高層住専」内に位置します。
転用目的は、分譲住宅です。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番についてご説明します。
本件の譲受人は、東近江市五智町に居住する者で、譲渡人は、東近江市五智町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市五智町字早馬〇〇〇番〇で、登記地目、現況地目共に「畑」、面積は65平方メートルとなります。
位置については、市立御園小学校から西へ約200メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。
転用目的は、住宅建築です。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

3番についてご説明します。
本件の譲受人は、東近江市垣見町に居住する者で、譲渡人は、東近江市垣見町に居住する者で、交換により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市垣見町字殿屋敷〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「畑」、面積は66平方メートルとなります。
位置については、JR能登川駅から北へ約350メートル離れた「第1種住居」内に位置します。
転用目的は、駐車場です。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

4番についてご説明します。
本件の譲受人は、東近江市八日市上之町に居住する者で、譲渡人は、近江八幡市に居住する者で、売買により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市東沖野二丁目字沖野〇〇〇〇番〇で、登記地目「田」、現況地目「宅地」で、面積は、233平方メートルとなります。
位置については、県立八日市南高等学校から南へ約100メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。
転用目的は、住宅です。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地4件は、周囲を道路と宅地、田に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局 続いて、報告第3号、田畑転換等農地の形状変更届出の報告についてを報告させていただきます。
議案書11ページをご覧ください。

本件の届出者は、東近江市宮川町に居住する者で、届出の所在地は、東近江市宮川町字添ノ前〇〇〇番で、登記地目、現況地目ともに「田」で、面積1,309平方メートルの土地において、3方向が雑木林に囲まれていることから日照不足のため稲作に不敵な環境で、土地の形状も変形であって農作業が不効率です。

このことから、稲作としての利用は困難であることから盛土をして自己消費用の野菜や柿などの野菜畑として「田」から「畑」への形状変更を行うものです。届出地は、市立蒲生北小学校から北西へ約1,000メートルに位置し、周囲を田と雑木林に囲まれた都市計画区域内の農振農用地区域内農地です。農業経営計画書や地元土地改良区の意見書、隣接者同意書等も添付されており、周辺への影響もないと判断することから同意したものです。担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、1件の同意書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 続いて、報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議の報告についてを報告させていただきます。
議案書12ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の申請人は、東京都世田谷区に本社を置く電気通信事業を営む法人で、携帯電話無線基地局を新設するため、無線基地局の転用に係る土地利用協議の申請があったものです。

申請地は、東近江市鋳物師町字町田〇〇〇〇番〇、標高138.2メートルで、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積172㎡の内、1.96平方メートルを賃貸借により借り受けるものです。

申請理由につきましては、携帯電話の不感地帯対策を図るため、今回携帯電話基地局を新設するとしています。

土地の利用計画につきましては、コンクリート柱でGL高さ15mにアンテナ等無線機一式を設置することとなっています。

申請地は、市立蒲生西小学校から南東へ約2.5キロメートルに位置し、田と道路に囲まれた都市計画区域外の農振区域外の土地であります。

土地所有者や地元自治会、農業組合の同意も添付されており、農業上の土地利用への影響もないと判断し、異議のない旨の通知をしております。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番について、ご説明します。

本件の申請人は、東京都世田谷区に本社を置く電気通信事業を営む法人で、携帯電話無線基地局を新設するため、無線基地局の転用に係る土地利用協議の申請があったものです。

申請地は、東近江市池之尻町字柳下〇〇〇番、標高164.4メートルで、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積173㎡の内、2.56平方メートルを賃貸借により借り受けるものです。

申請理由につきましては、携帯電話の不感地帯対策を図るため、今回携帯電話基地局を新設するとしています。

土地の利用計画につきましては、コンクリート柱 GL高さ15mにアンテナ等無線機一式、電力計器盤を設置することとなっています。

申請地は、市立愛東北小学校から西へ約2キロメートルに位置し、ため池と道路に囲まれた都市計画区域外の農振区域外の土地であります。

土地所有者や地元自治会、農業組合の同意も添付されており、農業上の土地利用への影響もないと判断し、異議のない旨の通知をしております。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です

通知書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 次に、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書13ページから15ページをご覧ください。

今回の番号1番から番号15番につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人について、「あっせん希望の有無」は、すべて「無」となっております。なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 続いて、報告第6号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させていただきます。

議案書16ページから21ページをご覧ください。

賃貸借権の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番から31番までです。

届出のうち、届出1番、6番、7番、8番、18番、21番、23番が「農用地利用配分計画」による解約で、それ以外は「農業経営基盤強化促進法」によるものの解約です。

また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては届出1番、2番、6番、7番、8番、18番、19番、21番、22番、23番、24番でした。

解約理由につきましては、届出1番、2番が自作に伴う解約で、届出9番、23番、24番が転用に伴う解約で、届出18番、19番、21番、22番が売買に伴う解約で、これ以外は全て貸し替えに伴う解約となっています。

次に、議案書21ページから22ページをご覧ください。

使用貸借の合意解約につきましては、1番から4番までです。
届出2番、届出3番につきましては「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画による貸借権」の解約で、それ以外が「農業経営基盤強化促進法による貸借権」の解約です。
また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出2番、届出3番が「農地中間管理機構と担い手によります農用地利用配分計画」の解約です。
解約理由につきましては、届出1番から届出3番が貸し変えに伴う解約で、届出4番が転用に伴う解約となっています。

事務局 以上、報告第1号から報告第6号の報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

19番 報告第6号の農地の貸借権の合意解約の報告ですが、解約の理由が分かるような表示記載をお願いします。

事務局 議案様式を検討し、次回の月例総会から解約理由を記載するようにします。

議長 他にございませんか。

議長 特にないようですので、これで「報告事項」を終わります。

議長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。
これをもって令和元年度、第12回、3月期の月例総会を終了致します。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○○ ○○

7番 ○○ ○○

9番 ○○ ○○